

日本学生支援機構給付・第二種（有利子貸与）奨学金 二次採用募集要項

新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、**動画**による募集説明・**郵送**による申請受付を行います。以下の要領を確認し、期日までに手続きしてください。なお、今後の状況によっては期日や振込日等、変更する可能性があります。

●申請の流れ

1 資料受取（学生→大学）

学生課奨学金窓口で資料を受け取るか、以下のメールアドレス宛に資料を請求してください。

資料請求期限
10月12日（月）

請求先：fushougakukin@adm.fukuoka-u.ac.jp

件名：資料請求（二次採用） 本文：①学籍番号②学生氏名③送付先郵便番号④送付先住所

2 説明動画視聴

日本学生支援機構のホームページから以下の手順で説明動画を必ず視聴し、制度を理解してください。

奨学金制度で不明な点があれば、学生課奨学金係に問い合わせてください。

なお、提出書類や期日については、本学で指定していますので、本募集要項に従ってください。

【日本学生支援機構ホームページ】 <https://www.jasso.go.jp/index.html>

ホーム>奨学金>申込方法>在学採用>【在学採用】奨学金を希望する皆さんへ/奨学生となった皆さんへ（動画）
> 【在学採用】奨学金を**希望する**皆さんへ

3 申請書類提出（学生→大学）

申請書類を学生課奨学金係宛に郵送してください。

提出書類に不備がない方へ、随時、大学から学籍番号@cis宛にスカラネット入力に必要なID・パスワードを送付します。

提出期限（必着）
10月21日（水）

4 スカラネット入力（学生→日本学生支援機構）

スカラネット入力下書き用紙を基に、日本学生支援機構のホームページから入力してください。

入力期限
10月23日（金）

【日本学生支援機構スカラネット】 <https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/>

◆奨学金の新規申込（高校等で予約済の人を除く）>奨学金申込へ

5 マイナンバー提出（学生→日本学生支援機構）

日本学生支援機構へマイナンバー関係書類を郵送してください。

<スカラネット入力後1週間以内>

※封筒は「マイナンバー提出書」のセットに同封されている専用封筒を使用してください。

提出期限（必着）
10月30日（金）

6 選考結果発表（大学→学生）

12月上旬に選考結果を学籍番号@cis宛にメールでお知らせします。

採用後、採用関係書類の提出をお願いしますので、期日までに提出をお願いします。

※マイナンバー提出書類に不備がある場合や個別の事情により情報取得に時間を要する場合は、採用が翌月以降となる場合があります。

日本学生支援機構給付・第二種（有利子貸与）奨学金 二次採用募集要項

● 郵送書類

書類	備考
・ 日本学生支援機構二次採用募集要項	－
・ (給付)給付奨学金案内（青色冊子）	給付奨学金確認書が入っています。
・ (貸与)奨学金を希望する皆さんへ（ピンク色冊子）	確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書が入っています。
・ スカラネット入力下書き用紙（第二種のみ：ピンク色、給付または給付・第二種併願：青色）	申請する奨学金制度によって、記入する用紙・項目が異なります。
・ 収入に関する事情書一式（A3サイズ2枚）	該当者のみ提出してください。
・ 給付奨学金「自宅外通学証明書類」提出書	該当者のみ提出してください。
・ 「マイナンバー提出書」のセット（緑色封筒）	－

● 申請書類

	給付	第二種	申請書類	備考	提出先
①	全員	全員	・ (給付)給付奨学金確認書 ・ (第二種)確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書	－	大学
②	－	該当者のみ	収入に関する証明書類(注1)	マイナンバーによる情報連携で取得できない収入等がある場合は提出してください。	
③	該当者のみ	－	学生本人の「2020年度課税証明書」	学生本人に所得があり、市区長村民税を課税されている場合は提出してください。	
④	該当者のみ	－	学生本人の「在留資格及び在留期間が明記されている証明書」	学生本人が外国籍の場合は提出してください。	
⑤	該当者のみ	－	「施設等在籍証明書」、「児童(里親)委託証明書」、「措置解除決定通知書」等	学生本人が社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた)場合は提出してください。	
⑥	該当者のみ	－	給付奨学金「自宅外通学証明書」提出書	自宅外通学の証明書類を添付する必要があります。(P.3参照)	
⑦	全員	－	マイナンバー提出書類(注2)	郵送する際、マイナンバー提出書のセットに同封されている専用封筒を使用してください。	

(注1)マイナンバーによる情報連携で取得できない収入等に関する証明書書類等（生活保護受給資格者証、雇用保険受給資格者証、医療費や単身赴任控除に関する書類等は、学校への提出が必要となります。詳細は「(貸与奨学金)奨学金を希望する皆さんへの32～38ページを確認し、「収入に関する事情書一式」を使用してください。

(注2)個別の事情により収入等の情報を取得できない場合は、大学から個別に連絡します。

生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合、生計維持者が海外に居住し2020年度の住民税が課税されていない場合があれば大学に問い合わせてください。

日本学生支援機構給付・第二種（有利子貸与）奨学金 二次採用募集要項

●自宅外通学の証明について 【該当者のみ】

給付奨学金申請者のうち自宅外通学を選択する場合は、自宅外通学の証明書類（賃貸借契約書等）を、送付資料の給付奨学金「自宅外通学証明書類」提出書と併せて提出してください。

※適切な証明書類の提出がない場合や、審査の上自宅外と認定されなかった場合は自宅通学の月額に変更されます。

✓ 給付奨学金「自宅外通学証明書類」提出の際の注意点をよく確認してください。

✓ 賃貸借契約書のコピー（契約日、入居日、契約期間等いつから家賃が発生しているか明記されているもの）の提出が必要です。ただし、9月以前に契約期間が切れている場合は、更新契約書や居住証明書、10月の水道光熱費領収書（本人名義）のコピー等も補足資料を併せて提出し、契約期間終了後も引き続き住んでいることの証明が必要です。

※本学の自修寮、体育寮、指定寮、国際交流棟の寮生の方

給付奨学金「自宅外通学証明書類」提出書のみ記入し、提出してください。

（2. 学生寮に入っている者の②の提出欄に○をし、その横の余白に寮名を記載してください。）

証明書類（在寮証明書）は大学で添付します。

●宛名ラベル

線に沿って切り取り、右図の位置に貼り付けてください。

申請書類に不備がないか確認し、期日までに郵送してください。

※マイナンバー関係書類は日本学生支援機構へ専用封筒を使用して郵送してください。

〒814-0180

福岡市城南区七隈八丁目19-1

福岡大学 学生課奨学金係

日本学生支援機構

二次採用申請書類

TEL：092-871-6631（代表）

郵便追跡サービスが利用できます。
郵送前に必ずシールをはがして保管
してください。



（参考）レターパックについて

郵便ポストから送ることができます。郵便窓口からも発送可能です。お近くの郵便窓口・コンビニエンスストアなどの郵便切手販売所（一部を除きます）や郵便局のネットショッピングで購入できます。

詳しくは郵便局ホームページ「レターパック」を確認してください。

●提出期限

10月21日（水） ※大学必着

※申請書類⑦マイナンバー提出書類は**10月30日（金）** 日本学生支援機構必着です。

日本学生支援機構給付・第二種（有利子貸与）奨学金 二次採用募集要項

●補足説明

家計・学業基準や貸与・給付月額等について、説明動画を視聴し、奨学金案内をよく確認してください。以下、説明内容の補足となります。

✓ 給付奨学金と他の奨学金との併給について

給付

高等教育の修学支援制度（給付奨学金・授業料等減免）と本学独自の以下の給付奨学金との併給（同時に受給する）はできません。

- ・福岡大学給費一号奨学金
- ・福岡大学商学部第二部奨学金
- ・福岡大学利子補給奨学金
- ・福岡大学七隈の杜給付奨学金

✓ 2019年度以前から受給の給付奨学金の取り扱いについて

給付

2019年度以前から日本学生支援機構の給付奨学金を受給している人は、2020年度から実施された給付奨学金に切り替えることができます。この場合、「給付奨学金確認書」において、現在受給している給付奨学金の辞退を承諾する必要があります。

✓ 貸与奨学金と他の奨学金との併給について

貸与

本学では奨学金返還時の負担を考慮し、貸与奨学金の併用を2種類までに制限しています。併用を制限している奨学金は以下の貸与奨学金3種類です。

- ・日本学生支援機構第一種奨学金
- ・福岡大学貸与奨学金
- ・日本学生支援機構第二種奨学金

✓ 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額について

給付

給付奨学金と第一種奨学金を同時に受ける場合は、貸与を受けられる月額の上限額が制限されます。（以下、「併給調整」という。）※奨学金案内P.7参照

第一種奨学金の貸与を受けている者が、二次採用で給付奨学生に採用された場合は、令和2年10月以降に貸与を受ける第一種奨学金について併給調整を行うことになるため、11月以降に給付奨学金に採用された後、返金する必要が生じる場合があります。

✓ 採用後の手続き等について

採用後も各種手続きがあります。期日までに必要書類を提出してください。

1 採用関係書類の提出

給付

貸与

返還誓約書（貸与）、誓約書（給付）等の採用関係書類を大学に提出します。

2 適格認定（家計）

給付

マイナンバーを利用して所得の状況を確認します。確認の結果、**10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。**

3 適格認定（学業成績等）

給付

貸与

学年末に大学が成績などを確認し、**学業不振などの場合は、次年度の給付奨学金が受給できなくなる場合があります。**

4 在籍報告

給付

毎年4・7・10月に本学に在籍していること及び通学形態等をインターネットを通じて報告します。

日本学生支援機構給付・第二種（有利子貸与）奨学金 二次採用募集要項

● スカラネット入力下書き用紙

スカラネットから入力前に、各ページ右側に記載の注意事項をよく読み記入してください。
※申請する奨学金制度によって記入する用紙・項目が異なります。
以下、特に注意していただきたい点です。

・ P.2 申し込む奨学金

- (1) 定期採用(1次又は2次)を選択してください。
- ※(2) 緊急採用・応急採用ではありません。

・ C-奨学金申込情報

給付奨学金を申請する場合「1. 給付奨学金を希望しますか」では「希望します」を選択してください。

第二種奨学金を申請する場合「2. 貸与奨学金を希望しますか」では「希望します」を、申込区分は3・9・10の中から選択してください。

・ D-あなたの在学情報（卒業予定年月・修業年限）

入学・卒業予定年月早見表を参照し、記入してください。

・ D-あなたの在学情報（あなたが通学するキャンパスの住所）

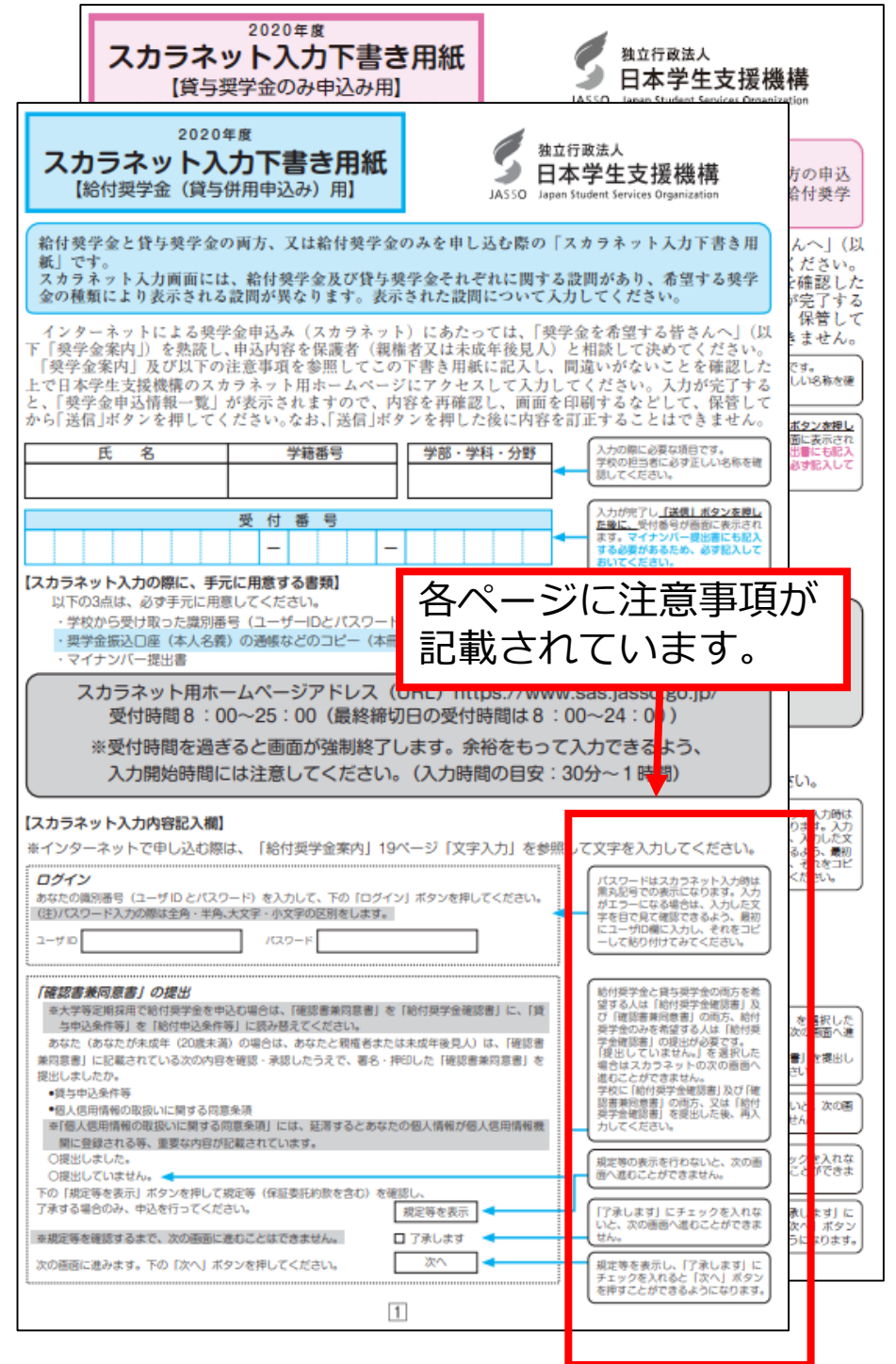
郵便番号は「814-0133」と記入してください。

・ F-奨学金貸与額情報（第二種奨学金貸与始期）

令和2年10月～令和3年3月のうち、希望する月を記入してください。

・ J-あなたの家族情報（P.12～13 生計維持者情報）

父母がいる場合は、収入の有無に関わらず必ず父母ともに生計維持者として記入してください（離婚等により完全に別生計の人を除く）。



● スカラネット入力

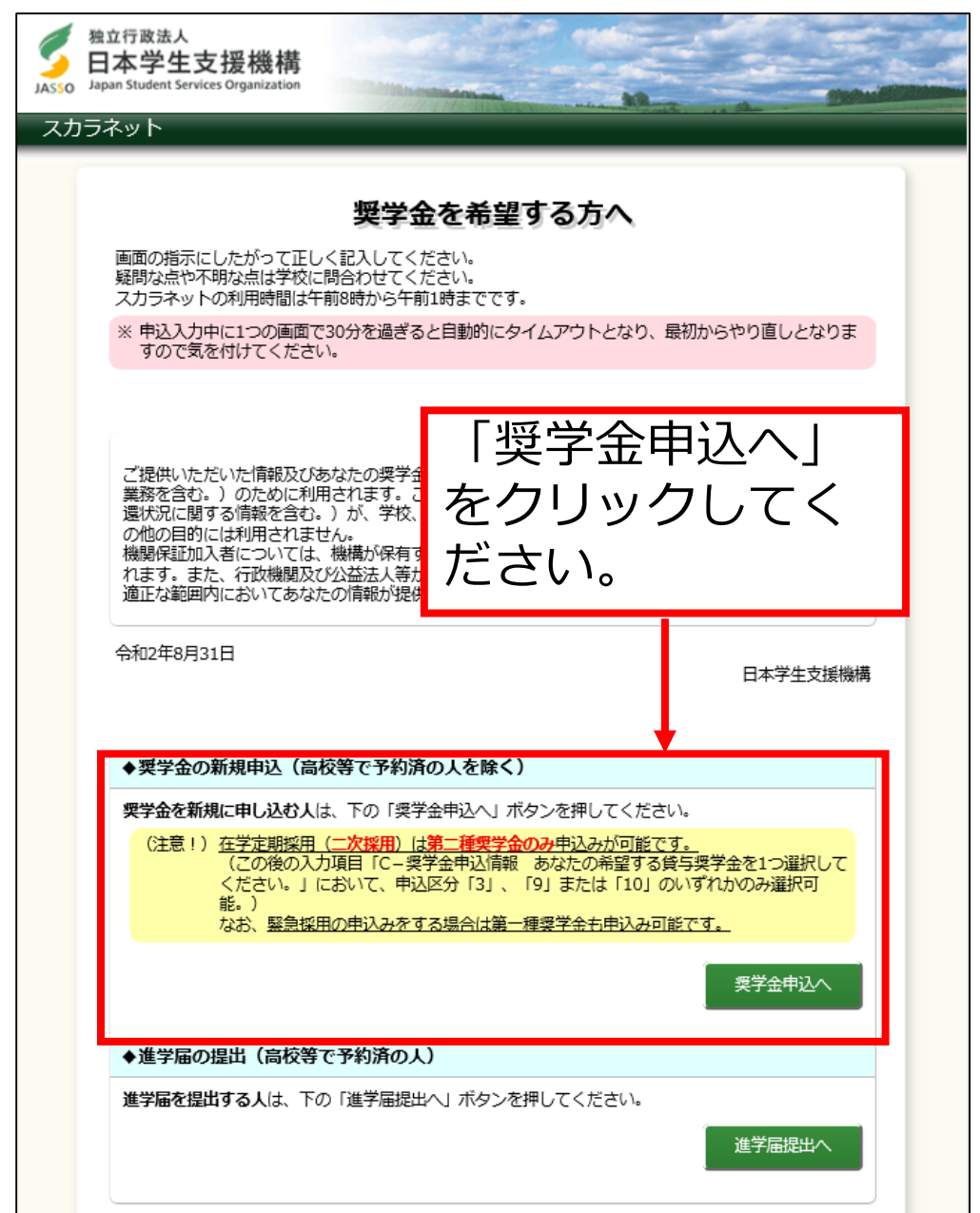
◆ 奨学金の新規申込（高校で予約済みの人を除く）

日本学生支援機構のホームページにアクセスし、「スカラネット入力下書き用紙」の内容を入力してください。
なお、給付と第二種の両方を申請する場合でも、入力は1度で結構です。

入力期限：10月23日（金）

※スカラネット入力後1週間以内に、マイナンバー提出書類を日本学生支援機構に提出してください。

日本学生支援機構スカラネットホームページ
<https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/>



● 授業料等の減免について 給付

給付奨学金の支給の対象の学生は授業料等の減免も同時に受けることができます。
給付奨学金採用後に、授業減免申請書等の資料を提出してください。

✓ 授業料減免額について

給付奨学金案内P.22に減免額が掲載されていますので、ご確認ください。
減免額は支援区分により異なります。

✓ 授業料減免対象の要件（基準）について

給付奨学金の要件（基準）と同じです。給付奨学金の要件（基準）については、給付奨学金案内P.8～15をご確認ください。

✓ 認定後の手続き等について

認定後も各種手続きがあります。期日までに必要書類を提出してください。

1 適格認定（家計）

支援期間中、毎年、家計基準による支援区分の見直しを行います。

※給付奨学金の適格基準と同じです。

確認の結果、授業料減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。

2 適格認定（学業成績等）

学年末に大学が成績などを確認し、**学業不振などの場合は、授業料減免の支援が打ち切られたり、警告を連続で受けた場合は支援が打ち切られることがあります。**

※給付奨学金の適格基準と同じです。

3 継続願の提出

年間2回（3月、9月頃）継続願を提出する必要があります。継続願の提出がないときは、授業料減免の支援が止まります。

【問い合わせ先】

福岡大学 学生課 奨学金係

TEL：092-871-6631（代）

平日 8：50－16：50

土曜 8：50－12：35

日曜祝日休み

給付型奨学金の申込みをしたものの、認定を受けられなかった方へ

Q 日本学生支援機構に給付型奨学金の申込みをしましたが、認定を受けることができませんでした（不採用となりました）。もう今後はずっと、本制度による支援を受けることはできないのでしょうか？


A 一度、申し込んで認定を受けられなかった人であっても、その後の在学採用で、また申し込むことができます。

毎年6月頃に住民税情報が更新されるので、例えば、高校生のときの予約採用や、大学等に入学した4月に申し込んで不採用だった人でも、秋に申し込めば採用される可能性があります。

2020年4月の申込みでは2018年の所得に基づく住民税情報、2020年秋の申込みでは2019年の所得に基づく住民税情報により判定されます。

（対象になれば、授業料減免も併せて受けられます。）


例えば・・・



50歳 50歳 18歳 15歳

2018年中の世帯収入400万円で
2019年の予約採用で申込み

給付型奨学金の
家計基準を満たしません



51歳 51歳 19歳 16歳

2019年中の世帯収入370万円で
2020年秋の在学採用で申込み

給付型奨学金の
家計基準を満たします

次の年に状況が
変わっていれば・・・



（住民税情報は
2020年6月頃に更新）



これは、給付奨学金の判定のために確認する住民税の情報（収入の情報）が前年のものであり、それを確認できるようになるのが夏以降だからです。

今後も、状況が変化していたら、次の年の秋に申し込めば対象になるかもしれません。

詳しい基準は
「**進学資金シミュレーター**」
で確認してみましょう！



※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。